

答 申

1 審査会の結論

埼玉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和4年4月11日付けで行った公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、結論において妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年3月23日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し、実施機関は、本件開示請求については、審査請求人が本件開示請求書に記載した内容では、公文書の特定ができず、不十分であるとして、令和4年3月31日付けで、条例第8条第2項の規定に基づき、公文書開示請求書の補正依頼を審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和4年4月4日付けで、本件開示請求については、「2017年9月17日頃の強盗殺人未遂事件の指紋鑑定書写真その他の担当者の名前（指紋鑑定担当者の）及び証言で殺人をやりましたと言った証言を内部調査した時の公文書」であるとの補正を行った。
- (4) これを受け、実施機関は、令和4年4月11日付けで、本件開示請求された公文書の存否を答えること自体が条例第10条第1号に規定する不開示情報を開示することとなるとして、その存否を明らかにせず公文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (5) 審査請求人は、埼玉県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対し、令和4年4月13日付けで、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

- (6) 当審査会は、本件審査請求について、令和5年7月6日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- (2) 審査請求の理由
開示請求に対する決定に不服があり、審査請求する。
- (3) 反論書の趣旨
本件処分に対して審査請求する。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

条例第13条において、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは、開示請求に対して、対象となる公文書が存在していれば開示決定又は不開示決定を行い、存在していなければ不開示決定を行うことから、公文書の不存在を理由とする不開示決定の場合以外の決定においては、原則として公文書の存在が前提となっているところ、開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、条例第10条各号の不開示情報を開示することとなる場合があることから、その場合には、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否できること（存否応答拒否）とするものである。

本件開示請求は、警察職員個人の氏名及び個人の証言について作成された文書の開示を求めていることから、条例第10条第1号に規定された不開示情報である個

人に関する情報を求めるものとして、条例第13条により本件開示請求を拒否したものである。

5 審査会の判断

(1) 検討対象

実施機関は、本件開示請求に係る公文書の存否について、答えると、指紋鑑定担当者が「殺人をやりました。」と証言したか否か（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものであり、条例第10条第1号に該当する不開示情報を開示することとなるため、条例第13条により、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにせず本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件開示請求に対する決定に不服がある旨、主張し、本件処分の取消しを求めている。

そこで、以下、実施機関が行った本件処分の違法性及び不当性について検討する。

(2) 本件処分の違法性及び不当性について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求があった場合、通常は開示請求に係る公文書が存在していれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。このように、情報公開制度においては、公文書の存否が明らかにされた上で決定が行われるというのが原則である。しかし、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求などについては、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なう場合があることから、例外的に条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

これを本件についてみるに、本件開示請求に係る公文書が存在することを前提に開示又は不開示の決定を行った場合には、指紋鑑定担当者が「殺人をやりました。」と証言したか否かという事実が判明することとなる。しかしながら、指紋鑑定担当者というだけでは、対象となる個人が特定されることはない。そのため、当該情報は条例第10条第1号に規定する「個人に関する情報（・・・略・・・）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当しない。そうすると、条例第13条の規定に基づき公文書の存否を明らかにしないとして行った本件処分は適切ではない。

もっとも、実施機関は本件開示請求に係る公文書を保有していないと説明しており、その説明に不合理な点は認められない。そのため、実施機関は、本件開示請求に対して、本件開示請求に係る公文書が存在しないことを理由にして不開示決定を行うべきであった。

このように、実施機関は不適切な理由により本件開示請求に対する拒否処分を行ったものの、上述のとおり対象となる公文書それ自体が存在しないのであるから、本件開示請求に対する拒否処分それ自体は結論として適切である。そのため、本件処分に違法性は認められず、また不当性も認められない。

(3) 結論

以上から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 付言

当審査会において、本件審査請求書を見分したところ、「審査請求の趣旨及び理由」の記載が不十分であることが認められた。

諮問庁は口頭による審査請求書の内容確認を行っているが、今後同様の事例が生じた場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。以下「行服法」という。）第

23条に基づく審査請求書の補正を審査請求人に命じ、提出された書面により審査請求人の意思確認を行うという、行服法の規定に則った対応が望まれる。

(答申に関与した委員の氏名)

土田 伸也、石田 若菜、石塚 洋一

審議の経過

年 月 日	内 容
令和5年 7月 6日	諮問(諮問第353号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和5年 8月 1日	審議 (第三部会第176回審査会)
令和5年10月10日	審議 (第三部会第177回審査会)
令和5年11月 7日	審議 (第三部会第178回審査会)
令和5年12月20日	審議 (第三部会第179回審査会)
令和6年 1月30日	答申